

# 代理（無権代理）

©甲斐翔真

## 1 はじめに

### （無権代理）

第百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

### （無権代理の相手方の催告権）

第百十四条 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

### （無権代理の相手方の取消権）

第百十五条 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時ににおいて代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。

### （無権代理行為の追認）

第百十六条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

有権代理の要件①代理人の法律行為②顕名③代理権の存在のうち、③を欠く。

第三者が任意代理権の有無と範囲を正確に知ることは難しいのに、③不存在の結果を相手方が一方的に負担しなければならないとすると、代理人と称する者と契約をすることは、相手方にとって危険→社会で代理人と称する者との契約締結が萎縮する。

# 代理（無権代理）

©甲斐翔真

## 2 本人の追認

無権代理の効果は本人に効果帰属しないのが原則だが、本人が効果を引き受けても良いと考えることがあるため、その引き受ける資格を認めている（113条1項、116条）。

## 3 本人の追認拒絶権

上記追認によって効果帰属する法律関係の不安定を解消するため、本人に効果不帰属を確定させる資格がある（113条2項）。

## 4 相手方の催告権と契約取消権

上記の様に本人の法律関係が不安定だとしても、最も不利益を受けるのは相手方であるため、相手方は本人に追認するか否かを催告できる（114条）。相当期間内に確答しなければ追認拒絶が擬制される。

また、相手方は本人が追認しない間は契約取消できる（115条本文）。但し、契約締結時に相手方が無権代理であることを知っていたときは取消権なし（115条但書）。

## 5 本人の表見代理責任

無権代理であっても相手方から見ると、代理権があると思えないこともあるので、その場合は、代理権の存在を正当に信じた相手方に、契約内容実現という形で保護されるべきである。表見代理責任（109条110条112条）は次回。

表見代理は、無権代理が行われた場合、原則本人に効果不帰属だが、例外的に、本人への効果帰属を認める制度である。

以上